

令和4年8月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年8月5日(金) 午後1時30分から午後2時9分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

### 3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第4条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 非農地判断について

第6号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

## 7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年8月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 今日は暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。 こちらは好天がずっと続いておりまして、一雨と思っておりましたが、芦刈地区のほうではしばらく強い雨が降ったということでございます。しかし、東北・北陸では災害が起きております。これも一つの地球温暖化の影響じゃないかなと思っております。こちらの地域は十四、五年前の亜熱帯気候、沖縄とか鹿児島地区の天気じゃないかというような暑い日が続いております。熱中症アラートもよく、ここの健康増進課から放送があつておりますが、健康には十分注意されて、今後この暑さに耐えていきたいと思っております。
事務局	今日は第1号議案から第6号議案までございますので、皆様方の御審議をよろしくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。 ありがとうございました。
議長	本日は農業委員14名全ての出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和4年8月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 11番野口委員、12番江里口勇委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は市道下久須1号線沿いの小城町下久須地区にある下久須橋西の農地で、転用目的は営農型太陽光発電設備（一時転用）でございます。 造成せずに農地の一部に太陽光発電設備を設置後、その下に原木を約700本設置し、シイタケを栽培するように計画されております。 被害防除対策ですが、自然排水であるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地で、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、許可し得るものと判断しております。 なお、申請地の一時転用の許可期間は最長3年間までとして申請することができますが、隣接地の許可期間の終期と合わせるために令和6年1月25日までとされております。 以上でございます。
事務局	

議 長	この案件については8番深河委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。
8 番	<p>1番から3番までは、ただいま説明があったとおりでございます。</p> <p>そして、調査事項ということで、イ、ロ、ハ、ニということで順番に申し上げます。</p> <p>イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、太陽光パネルの下部でシイタケ栽培を行うことで申請されており、目的どおりに転用されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、自然排水であるため、周辺農地への影響は少ないと思われる。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は1件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は10ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は主要地方道小城牛津線東の牛津町上江良地区を通る市道上江良支線1号線南にある農地で、転用目的は車庫、倉庫及び駐車場でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は隣接する申請者宅の溜枡に集水後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。</p>
議 長	この案件については3番下村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。
3 番	<p>貸付人、借受人、申請農地、転用目的は事務局の説明どおりです。</p> <p>調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p>

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は集水後に申請者宅の雨水枡に集水され、し尿及び生活雑排水の排水はありません。

その他の特記事項について、令和4年7月25日に説明を受け、確認しています。

令和4年8月5日、小城市農業委員会農業委員、下村啓子。

よろしくお願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

10ページの許可申請書の中段の権利の種類というところには賃貸借と書いてあると思うんですが、一番下段のところによると使用貸借と。賃貸とした場合というのを書いていないかなと思うんですけど、使用貸借なんだろうと思いますが、ここはどっちでしょうか。

まず、許可申請は使用貸借ということで申請をされています。

今、池田委員がおっしゃった、10ページの許可を受けようとする土地についてということで、あくまでもこの土地に対する今の権利があるかどうかの記載になっております。ですから、現在、権利者のお名前を〇〇〇さんというふうに書いてありますが、この方が土地の所有者と賃貸借契約を結ばれていますということで御記載をいただいています。ですから、今回の農地転用に関しましては賃貸借契約を解除していただきまして、その後、使用貸借の手続をされています。

以上です。

ほかにございませんか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号33まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は3ページから11ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が52筆、利用権の再設定が49筆、合計で101筆、総面積が19万2,736.37平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認すること

議長  
7番

事務局

議長

事務局

議長

に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号33までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は12ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は4件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

申請番号3につきましては、あっせん委員の6番松尾委員に結果報告をお願いします。

今、事務局が説明されたとおりであります。

あっせん報告としては、11月5日に11月農業委員会であっせん委員に指名される。

8日、私と相川さんと近隣の生産組合長に打診し、答えを待ちました。

13日、売手の〇〇氏に連絡し、売買条件などを聞きました。

21日、〇〇氏と面談し、〇〇〇の地番を10アール当たり〇〇万円で、〇〇〇番地のところを、合わせて総額〇〇〇〇万円として了解をもらいました。

事務局

議長

事務局

議長

事務局

議長

6番

議 長	<p>夕方、借手の〇〇〇君のところに連絡して面談し、了解をもらい、〇〇氏へその旨を連絡いたしました。</p> <p>確認事項として、成立単価、総額で〇〇〇〇万円です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号4につきましては、あっせん委員の8番深河委員に結果報告をお願いします。</p>
8 番	<p>経過報告をいたします。</p> <p>5月9日、5月の農業委員会であっせん委員に指名される。</p> <p>5月10日、所有者と会い、条件を確認する。</p> <p>5月11日、この地域の認定農業者である〇〇氏と会い、購入の意思があるかを尋ねる。そのときの条件を話して納得してもらい、あっせんが成立しました。</p> <p>確認事項、成立価格、10アール当たり〇〇〇万円、総額〇〇〇万〇〇〇〇円。</p> <p>買手は認定農業者か担い手かということで、認定農業者ということでもあります。</p> <p>買手は基準面積以上の耕作であるかということでございますが、3.5ヘクタールを耕作中でございます。耕作を3年以上行うことを了解。令和4年5月11日確認。</p> <p>買手は自己資金か借入かということで、自己資金ということでございます。</p> <p>売買契約までの耕作者の確認ということで、現耕作者。</p> <p>所有者へのあっせん成立の場合、価格、販売完了までの耕作者の確認ということで、済みです。</p> <p>所有者へのあっせん不成立の場合、所有者への連絡ということで、一応7番のほうに電話番号を書いております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は13ページを御覧ください。</p> <p>農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。</p>

議 長 1 3 番 事務局	<p>本日の売渡希望の審議件数は1件でございます。 資料は17ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 ○○○さんていう人のお父さんの名前は何かあったっけ。お母さんは○○さん? すみません、お父さんのお名前とかまでは把握をしていないんですが、実際申出をされる際に、ここの申請地が芦刈の飛び地になっています。久保田町.....</p>
1 3 番 事務局	<p>遠かけん、家から遠かけんね。 川を挟んで、久保田町に隣接する形で農地があるんですが、○○さん自身がこの1筆しか耕作をされていないということもあって、あと、ここの圃場に行くまでがかなり遠回りをしないといけないということもあって、今回手放すということでお話をされています。</p>
1 3 番 事務局 1 3 番 事務局	<p>ここは大体、土地ば増やしよんさあかと思うたら、放しんさあて言うけんが、不便かけん。 そうです、はい。 不便かだけで。 そうですね。御自宅からぐるって結構遠回りをしないといけないということもあって、耕作の効率とかを考えたら今回手放したいということでお話があります。</p>
1 3 番 事務局 議 長	<p>以上です。 小作に出すじゃなくてね。 はい。 ほかに何か御意見ございませんですか。 (質疑なし) ないようですので、これより採決をいたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は14ページを御覧ください。 第5号議案 非農地判断について説明をいたします。 資料は21ページからと、現地の写真を一枚紙でカラーにしたものを両面で今回同封をさせていただいておりますので、御覧ください。 非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち、耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものがございます。 今回審議していただく農地は、畑1筆、1,301平米でございます。申請書を受理後、担当が現地を確認いたしましたが、道路が通行できる状況ではなく、車では申請地まで到達することができませんでした。 そのため、7月25日の農地転用許可申請事前調査時に、机上で現地の写真及び</p>

航空写真により農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

また、今日、航空写真のほうも皆さんの机に1枚置かせていただいておりますので、御覧をいただければと思います。

農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は15ページを御覧ください。

資料はこちらも別つづりで、法律の抜粋を一番上にして、ひもでとじさせていただいて皆様方に送付をさせていただいておりますので、それを併せて御覧いただければと思います。

第6号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを説明いたします。

小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。

今回は農用地区域からの除外が11件となっております。

説明は、先ほど言いました別つづりで配付をしておりますので、資料の番号順に一括して説明を行わせていただきます。資料と併せて、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（案）を御覧ください。今言いました案は、法律の抜粋の次のページから書類を入れさせていただいておりますので、併せて御覧をいただければと思います。

番号1、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由といたしまして、本社と工場の間位置し、主要道路へのアクセスがよく、近隣は倉庫、店舗及び自動車整備工場であり、資材置場として周囲への影響が少ないためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号2、（土地の所在地番、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由といたしまして、近隣に市役所及び学校、病院、スーパーマーケット等の生活に必要な施設があり、生活環境に最適な条件を備えているためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。ただし、事業計画の棟数が25棟となっております。そのため、既存集落の世帯数、令和3年3月時点で確認したところ、19世帯ということでしたので、この既存集落の世帯数を超えているため、一括での農地転用申請は認められないとの意見を付したいと考えております。

次に番号3です。（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

議 長

事務局

選定の理由は、国道や県道へのアクセスがよく、近隣に民家及び店舗等がなく資材置場に適しているためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

次に番号4、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、国道203号に近く、近隣に小・中学校、商業施設及び医療機関等があり、住環境に優れているためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

申請番号5です。（土地の所在地番、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、現在の事業所に隣接しているためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、転用目的が廃材及び再生材置場であり、市街地に設置することが困難または不相当であるため、許可し得るものと判断していません。

申請番号6、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、牛津川遊水地建設計画に伴う事業所の移転であり、移転予定先の宅地に隣接しているためとのことです。

なお、工場では麦ストローを製造するように計画をされております。

申請農地は第1種農地ですが、麦ストロー製造は農畜産物処理加工施設に該当するため、許可し得るものと判断しております。

申請番号7、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、実家に隣接しているためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

次に番号8、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、寺院の駐車場が不足しているためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、既存施設の敷地の拡張であり、許可し得るものと判断してあります。

番号9、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、牛津川遊水地事業により自宅が買収されるためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号10、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由は、自動車整備板金工場を建設するためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、県道の沿道で流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設であり、許可し得るものと判断をしております。

番号11です。（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、共同住宅を建設するためとのことです。

申請農地は第2種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、隣接地は令和3年1月14日に農地法第5条の規定による許可申請書を提出されましたが、事業計画の変更を検討するためとの理由で令和3年3月2日に農地転用申請の取下げをされております。

全ての案件について農用地区域から除外することはやむを得ないと考えております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

（意見なし）

議長

ないようですので、これより採決いたします。原案のとおり回答することに賛成

議長

の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。

ほかに皆さん方の中から御意見等ございましたらよろしく申し上げます。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局より申し上げます。

事務局

次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を8月25日木曜日の午後1時30分から西館2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。

9月の定例農業委員会ですが、9月5日月曜日、午後1時30分から、ここ西館大会議室で行います。

以上です。

議長

それでは、以上をもちまして8月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員